

令和4年度農作物浸冠水害次期作付支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、令和4年7月15日から16日にかけての大雨により浸冠水被害を受けた農業者等の次期作付を支援するため、予算の範囲内において令和4年度農作物浸冠水害次期作付支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象等)

第2 この補助金の交付対象となる事業実施主体、取組主体、事業内容、補助対象経費及び補助率等は、別表のとおりとし、令和4年度予算の範囲内において交付するものとする。ただし、算出された補助金の金額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第3 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(別記様式第1号-1)
- (2) 収支予算書(別記様式第1号-2)
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 補助金交付申請書の提出に当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れにかかる消費税額として控除できる部分の金額と地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでない場合にあっては、この限りではない。

(交付の条件)

第4 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするときには、別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、別表に掲げる事業の重要な変更以外の軽微な変更にあつては、この限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、別記様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(実績報告)

第5 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第4号によるものとし、その提出期限は、補助事業が完了若しくは廃止の承認の日から起算して1箇月を経過した日又は令和5年4月20日のいずれか早い日とする。

2 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記様式第1号-1）
- (2) 収支精算書（別記様式第1号-2）
- (3) その他知事が必要と認める書類
（補助金の交付方法）

第6 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事が、補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により、概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第5号によるものとする。

（消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第7 第3第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、第5第1項の補助事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（第3第3項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第6号により速やかに報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該報告に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（補助金の経理）

第8 補助事業者は、補助対象事業等に関する帳簿及び書類を備え付け、これを補助事業等の完了又は廃止した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（書類の提出）

第9 この要綱により知事に提出する書類は、所管する地方振興事務所長又は同事務所地域事務所長を経由するものとし、提出部数は1部とする。

（その他）

第10 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月14日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。

別表（第2関係）

メニュー名	事業内容	事業実施主体	補助対象経費	補助率	取組主体	事業の重要な変更
水稲・大豆次期作付支援事業	令和4年7月15日から16日にかけての大雨による浸冠水被害を受けた米及び大豆の販売農家の令和5年播種用種子の購入経費の一部を補助する。	市町村、地域農業再生協議会、農業協同組合又は農業者の組織する団体（いずれも受益農家が3戸以上）	令和5年播種用種子購入経費（種子価格） ※消費税及び地方消費税相当額を除く。 ※ただし、補助対象面積は令和4年7月15日から16日にかけての大雨による浸冠水で、農作物の減収被害があった面積を上限とする。	補助率 1/3以内	次に掲げる全ての要件を満たす販売農家（農業者、農業法人及び集落営農組織）。 1 令和4年7月15日から16日にかけての大雨による浸冠水で、農作物の減収被害を受けた者。 2 収入保険等のセーフティネットに加入している又は今後加入することが確実と認められる者。 3 暴力団又は暴力団員等でない者。	事業量又は事業費の30%を超える増減。
園芸作物次期作付支援事業	令和4年7月15日から16日にかけての大雨により浸冠水被害を受けた販売農家の園芸作物等の次期作付に係る経費の一部を補助する。		園芸作物等の次期作付に必要な種苗、肥料、農薬、資材の購入に係る経費。 ※消費税及び地方消費税相当額を除く。 ※ただし、補助対象面積は令和4年7月15日から16日にかけての大雨による浸冠水で、農作物の減収被害があった面積を上限とする。 ※対象品目は原則として、みやぎ園芸特産振興戦略プラン（令和3年3月策定）に掲げる園芸作物の重点振興品目（県戦略品目及び地域戦略品目）とする。	補助率 1/3以内 なお、10a当たりの補助上限額は以下のとおりとする。 ばれいしょ 17千円 えだまめ 19千円 キャベツ・たまねぎ 31千円 ねぎ 41千円 トマト・なす 133千円 その他品目 15千円		
事務費	事業に係る事業実施主体の事務に要する経費を補助する。	市町村、地域農業再生協議会又は農業協同組合	振込手数料、通信運搬費、消耗品費。 ※令和5年3月31日までに額が確定するものに限る。	定額 ただし、事業費の合計額の3%以内とする。	—	—

※減収被害とは、令和4年7月15日から16日にかけての大雨による浸冠水により、地域等の平均単収や過去の出荷実績を下回ることが見込まれると市町村が認めたものをいう。